

○国土交通省告示第二百六十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の四第二項の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百八十三号の一部を次のように改正し、個人が令和二年一月一日以後に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をする場合について適用する。

令和元年七月五日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

国土交通大臣 石井 啓一

改正後		改正前	
(略)		(略)	
木造の住宅（以下「木造住宅」という。）の基礎に係る耐震改修	一万五千四百円 (単位 平方メートル)	木造の住宅（以下「木造住宅」という。）の基礎に係る耐震改修	一万五千九百円 (単位 平方メートル)
木造住宅の壁に係る耐震改修	二万二千五百円 (単位 平方メートル)	木造住宅の壁に係る耐震改修	二万三千四百円 (単位 平方メートル)
木造住宅の屋根に係る耐震改修	一万九千三百円 (単位 平方メートル)	木造住宅の屋根に係る耐震改修	二万二百円 (単位 平方メートル)
木造住宅の基礎、壁及び屋根に係るもの以外の耐震改修	三万三千元 (単位 平方メートル)	木造住宅の基礎、壁及び屋根に係るもの以外の耐震改修	三万四千七百元 (単位 平方メートル)
木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	七万五千五百円 (単位 平方メートル)	木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	七万八千元 (単位 平方メートル)
木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修	二百六十七万千円 (単位 平方メートル)	木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修	二百五十五万二千円 (単位 平方メートル)
木造住宅以外の住宅の壁及び柱に係るもの以外の耐震改修	二十五万九千円 (単位 平方メートル)	木造住宅以外の住宅の壁及び柱に係るもの以外の耐震改修	二十六万七千六百円 (単位 平方メートル)

附 則

2 1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。  
個人が、令和二年一月一日前に租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、なお従前の例による。